

○千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年3月24日規則第30号）

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則

平成十二年三月二十四日

規則第三十号

改正	平成一三年 一月 五日規則第三号	平成一三年 五月一五日規則第八四号
	平成一四年 一月一八日規則第四号	平成一四年一二月二七日規則第一〇三号
	平成一六年一二月一七日規則第一八〇号	平成一八年一二月二二日規則第一二四号
	平成一九年 三月一六日規則第八号	平成一九年一二月二七日規則第一〇三号
	平成二〇年 一月二二日規則第一号	平成二四年 三月二三日規則第一一〇号
	平成二四年一二月二一日規則第八一号	平成二六年一二月二五日規則第六八号
	平成二七年 五月二二日規則第四一号	平成二八年 三月三十一日規則第二六号
	平成二八年 六月一四日規則第五九号	平成二九年 三月 七日規則第四号
	平成三〇年一二月 四日規則第六四号	令和 四年 三月一八日規則第一二二号
	令和 四年 三月三十一日規則第五三〇号	令和 四年一二月二七日規則第八五号
	令和 五年 五月二三日規則第四三〇号	

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則

題名改正〔平成二八年規則二六号〕

（市町村が処理する事務の範囲）

第一条 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号。以下「特例条例」という。）に基づき、特例条例第二条の規定により市町村が処理することとされる事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるものは、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に定めるとおりする。

特例条例別表第三号上欄チに規定する調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	調理師法施行細則（昭和三十四年千葉県規則第二十九号）第六条の規定による調理師試験の受験願書の受理
特例条例別表第五号の上欄ヲに規定する母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和三十七年千葉県規則第三十二号の二。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 一 規則第六条（規則第九条第四項、第十三条の三及び第十五条において準用する場合を含む。）の規定による借用書の受理 二 規則第七条第一項（規則第十三条の三及び第十五条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理 三 規則第八条（規則第十三条の三及び第十五条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理 四 規則第九条第二項（規則第十三条の三及び第十五条において準用する場合を含む。）の規定による貸付けの申請の受理 五 規則第十条（規則第十三条の三及び第十五条において準用する場合を含む。）の規定による貸付けの辞退又は減額

	<p>申出の受理</p> <p>六 規則第十二条第二項(規則第十三条の三及び第十五条において準用する場合を含む。)の規定による償還方法の変更の申請の受理</p>
<p>特例条例別表第六号上欄ルに規定する千葉県心身障害者扶養年金条例(昭和四十五年千葉県条例第十六号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>千葉県心身障害者扶養年金条例施行規則(昭和四十五年千葉県規則第二十一号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>一 規則第二条第三項の規定による加入等の承認及び不承認の通知書の交付</p> <p>二 規則第二条第四項の規定による証書の交付</p> <p>三 規則第四条第三項の規定による掛金の減額の申請の受理</p> <p>四 規則第四条第四項の規定による掛金の減額の承認及び不承認の通知書の交付</p> <p>五 規則第五条第一項の規定による年金の支給の請求の受理</p> <p>六 規則第五条第二項の規定による年金の支給の決定の通知書及び証書並びに不支給の決定の通知書の交付</p> <p>七 規則第六条の規定による証書の再交付の申請の受理及び証書の交付</p> <p>八 規則第七条第一項及び第二項の規定による年金の支給の停止等の通知書の交付</p> <p>九 規則第八条第一項及び第二項の規定による年金の支給の休止等の通知書の交付</p> <p>十 規則第九条第一項の規定による弔慰金の支給の請求の受理</p> <p>十一 規則第九条第二項の規定による弔慰金の支給及び不支給の決定の通知書の交付</p> <p>十二 規則第九条の三第一項の規定による脱退一時金の支給の請求の受理</p> <p>十三 規則第九条の三第二項の規定による脱退一時金の支給の決定の通知書の交付</p> <p>十四 規則第九条の四の規定による特別弔慰金の支給の決定の通知書の交付</p>
<p>特例条例別表第三十号上欄ヨに規定する千葉県環境保全条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>千葉県環境保全条例施行規則第十五条の規定による許可証の交付</p>
<p>特例条例別表第三十八号の三上欄ノに規定する千葉県港湾管理条例(昭和五十一年千葉県条例第四十五号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>千葉県港湾管理条例施行規則(昭和五十一年千葉県規則第八十一号)第八条の規定による現認証の作成</p>
<p>特例条例別表第四十三号上欄カに規定する都市計画法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>千葉県開発行為等規制細則(以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>一 規則第四条第一項の規定による開発行為の計画についての協議の申出の受理</p>

の	<ul style="list-style-type: none"> 二 規則第八条の四の規定による工事着手の届出の受理 三 規則第十四条の規定による地位の承継の届出の受理
<p>特例条例別表第四十六号上欄ロに規定する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務施行細則（昭和四十九年千葉県規則第二十九号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 規則第五条第一項の規定による造成計画の変更認定の申請の受理 二 規則第五条第二項の規定による造成計画の軽微な変更の届出の受理 三 規則第六条第一項の規定による証明の申請の受理 四 規則第七条の規定による造成工事の廃止の届出の受理 五 規則第八条の規定による地位の承継の届出の受理
<p>特例条例別表第四十八号上欄トに規定する宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>宅地造成等規制法施行細則（昭和四十三年千葉県規則第七十二号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 規則第八条第一項の規定による工事の施行に関する異動の届出の受理 二 規則第八条第二項の規定による届出に係る事項の変更の届出の受理
<p>特例条例別表第六十号上欄クに規定する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び建築基準法施行条例（昭和三十六年千葉県条例第三十九号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>千葉県建築基準法施行細則（昭和三十九年千葉県規則第十二号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 規則第七条第三項の規定による許可を受けた内容の変更の承認の申請の受理 二 規則第九条第一項の規定による建築主等並びに建築主等の住所及び氏名の変更の届出の受理 三 規則第十条の規定による申請書の取下げの届出の受理 四 規則第十一条の規定による工事及び仮使用の取りやめの届出の受理 五 規則第十五条第三項において準用する同条第一項の規定による建築基準法第四十二条第一項第五号の規定により指定された道路の位置並びに同条第二項の規定により指定された道路及びその他の既存の私道の変更及び廃止の申請の受理 六 規則第二十五条の三第一項及び第二項の規定による建築協定に加わる旨の届出の受理 七 規則第二十五条の四の規定による建築協定が効力を有することとなった時期の届出の受理
<p>特例条例別表第六十一号上欄ハに規定する建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成八年千葉県規則第九号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 規則第四条第一項の規定による名義変更の届出の受理 二 規則第八条の規定による申請書の取下げの届出の受理 三 規則第九条の規定による工事の取りやめの届出の受理

特例条例別表第六十一号の二上欄ハに規定するマンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則(平成二十七年千葉県規則第三号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 一 規則第五条第一項の規定による名義変更の届出の受理 二 規則第六条第一項の規定による許可を受けた内容の変更の承認の申請の受理 三 規則第七条の規定による申請の取下げの届出の受理 四 規則第八条の規定による除却及び建築の取りやめの届出の受理
特例条例別表第六十二号上欄ニに規定する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則(平成十九年千葉県規則第七号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 一 規則第三条の規定による申請の取下げの届出の受理 二 規則第四条第一項の規定による名義変更の届出の受理 三 規則第五条の規定による工事の取りやめの届出の受理
特例条例別表第六十二号の二上欄ロに規定する長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十八条第一項の許可等に関する規則(令和四年千葉県規則第五号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 一 規則第三条第一項の規定による名義変更の届出の受理 二 規則第四条第一項の規定による許可を受けた内容の変更の承認の申請の受理 三 規則第五条の規定による申請の取下げの届出の受理 四 規則第六条の規定による建築の取りやめの届出の受理
特例条例別表第六十四号上欄に規定する千葉県収入証紙の売りさばきに係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	千葉県収入証紙規則(昭和三十三年千葉県規則第十二号)第三条の規定による千葉県収入証紙の売りさばき

一部改正〔平成一三年規則三号・八四号・一四年四号・一〇三号・一六年一八〇号・一八年一二四号・一九年八号・一〇三号・二〇年一号・二四年一一号・八一号・二六年六八号・二七年四一号・二八年二六号・三〇年六四号・令和四年一二号・五三号・五年四三号〕

(特例条例別表第一号の二に規定する規則で定める事務)

第二条 特例条例別表第一号の二に規定する規則で定める事務は、同号上欄イからレまでに掲げる事務(第六号において「一般旅券の発給等の事務」という。)のうち、次の各号に掲げる場合における事務とする。

- 一 一般旅券の発給を受けようとする者又は一般旅券の名義人(以下この条において「一般旅券の発給申請者等」という。)の親族等について、国外で病気、事故、天災その他のやむを得ない事情が生じたことにより、当該一般旅券の発給申請者等が緊急に渡航する必要があると認められるとき。
- 二 一般旅券の発給申請者等が、業務上の理由その他のやむを得ない理由により早急に渡航する必要がある、特例条例別表第一号の二下欄に掲げる市町の長を経由して旅券法(昭和三十六年法律第二百六十七号。以下「法」という。)第三条第一項の規定による一般旅券の発給の申請をした場合には、渡航の予定日前に当該一般旅券の交付を受けることが困難であると認められるとき。
- 三 一般旅券の発給申請者等が、法第四条の二ただし書の規定により、重ねて一般旅券の発給を受けようとするとき。
- 四 法第五条第一項に規定する指定地域に渡航しようとする者から法第三条第一項の規定による一

一般旅券の発給の申請があったとき。

五 一般旅券の発給申請者等が、法第十三条第一項各号のいずれかに該当すると認められるとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、知事が一般旅券の発給等の事務を処理しない場合には、一般旅券の発給等の事務の処理において支障が生ずるおそれがあると認められるとき。

追加〔平成二八年規則五九号〕、一部改正〔平成二九年規則四号・令和四年八五号〕

(特例条例別表第三十八号の三に規定する規則で定める港湾施設)

第三条 特例条例別表第三十八号の三に規定する規則で定める港湾施設は、千葉市中央区中央港一丁目二三七番及び二三八番に所在する浮棧橋、荷さばき地及び緑地とする。

追加〔平成二八年規則二六号〕、一部改正〔平成二八年規則五九号〕

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十三年一月五日規則第三号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成十三年五月十五日規則第八十四号)

この規則は、平成十三年五月十八日から施行する。

附 則 (平成十四年一月十八日規則第四号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成十四年十二月二十七日規則第百三号)

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成十六年十二月十七日規則第百八十号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十八年十二月二十二日規則第百二十四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十九年三月十六日規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十九年十一月二十七日規則第百三号)

この規則は、平成十九年十一月三十日から施行する。

附 則 (平成二十年一月二十二日規則第一号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月二十三日規則第十一号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年十二月二十一日規則第八十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十六年十二月二十五日規則第六十八号)

この規則は、平成二十七年二月一日から施行する。ただし、本則の表特例条例別表第五号の二上欄へに規定する母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるものの項上欄の改正規定（「へ」を「ヲ」に改める部分を除く。）及び同項下欄の改正規定（「母子及び寡婦福祉法施行細則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十七年五月二十二日規則第四十一号)

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月三十一日規則第二十六号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年六月十四日規則第五十九号)

この規則は、平成二十八年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年三月七日規則第四号)

この規則は、平成三十年一月四日から施行する。

附 則 (平成三十年十二月四日規則第六十四号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。（後略）

附 則（令和四年三月十八日規則第十二号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条の表特例条例別表第六十二号上欄ハに規定する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるものの項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年三月三十一日規則第五十三号抄）

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年十二月二十七日規則第八十五号）

この規則は、令和五年三月二十七日から施行する。

附 則（令和五年五月二十三日規則第四十三号）

この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。